

「固定資産税課税システムと法務局電子データとの連携 ～開発経過と期待される効果～」

京都府八幡市市民部課税課
課長補佐 山本 篤志

1 開発の経緯

IT技術の進化により、税業務の電算化・効率化が進む中、固定資産税業務は、ほとんどが手作業であったが、それらは地図システムで課題解消を図ってきた。しかし、法務局からの異動通知は紙のままであり、課税誤りの懸念と、課税作業の効率化が課題となっていた。そこで、法務局電子データの活用が、新たな業務改善に繋がるのではないかと着目した。

2 システムを構築して得られた効果

①異動処理の精度向上

登記情報と課税情報の照合・関連付けを行うことで、異動通知データから、100%の精度で異動対象物件の特定が可能になる。その結果、異動対象物件の誤り、異動処理漏れ等、課税誤りの防止に非常に効果的となる。

また、土地・家屋の課税分割物件も確実に特定できるとともに、家屋では、主たる建物と附属家、未登記の増築部分、マンション共有部分の家屋物件への割り振り部分等も一体として所有権移転処理が行われることにより、所有権移転の処理漏れも確実に防止することが出来る。

②作業の効率化、業務平準化

土地・家屋台帳の異動履歴作成、異動対象物件特定の自動化、所有権移転の一括処理化、マンション等の区分所有物件の土地異動（敷地権管理）が自動化され、作業の大幅な効率化が図られている。また、登記管理を行うシステムと課税を行う固定資産税システムが分離されており、登記管理のシステムでは、異動通知データを受領した都度、宛名コードの入力を行うことで、異動処理の時期にとらわれる必要がなく、1年を通じた所有権移転処理が可能となり、作

業平準化による、時間外勤務の削減に繋がっている。

本市の実績では、所有権移転の処理時間が約1/5になっており、データ比較によるチェック作業も行う等、精度の向上にも繋がっている。

また、将来的な効果として、価格通知を電子データで行うことにより、登記用評価証明書の発行削減が可能となる。同一法務局管内の複数団体が電子データによる価格通知の実施が必要となるが、実現されれば更なる効率化に繋がる。

③課税誤りの発見

本システムの稼動には、法務局からの登記事項要約書と課税データの照合作業を行う必要があるため、照合作業の中で課税誤りを発見できる効果がある。

3 法務局電子データとの連携実現のためのキーワード（苦労する点）

法務局データとの連携を実現するためには、法務局からのスムーズなデータ受領、登記データと課税データの照合・関連付け、課税分割・未登記家屋データの整理が不可欠となる。また、課税誤りが発見された場合の対処、使用している固定資産税システムの改修も必要となる。

法務局にデータ提供を依頼しても、応じてもらえないケースがあると聞かすが、本市管轄法務局では、スムーズに実施した実績があり、本市を通じて、法務局電子データ活用実現の為の橋渡しができるかもしれないため、このような事例があれば、ご相談していただきたい。

京都府内では、同一の基幹システムを使用する事業が進んでおり、本市が取り組んだ法務局電子データの課税連携機能をパッケージ化して同システムに標準搭載されている。

法務局電子データの固定資産税システム連携の実現には、カスタマイズによる改修では莫大な費用がかかるが、機能のパッケージ化による費用の大幅削減がポイントである。

